

## 2-8 犯罪被害者やその家族の人権

### 取り組みの経過

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的な被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けることがあります。

これまで、犯罪被害者の権利が十分に尊重されず、また十分な支援を受けられず、社会において孤立するなどの問題が生じていました。さらに、犯罪被害者とその家族には、マスメディアによる行き過ぎた報道や過剰な取材によって、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩侵害などの問題も起こっています。

このような状況に置かれた犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、平成17(2005)年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法が整備されています。

#### 【国の主な動き】

昭和56(1981)年	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行
平成12(2000)年	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」施行
平成17(2005)年	「犯罪被害者等基本法」施行
令和3(2021)年	「第4次犯罪被害者等基本計画」策定

### 現状と課題

犯罪被害者等基本法が施行されてもなお、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えず、行政や司法機関、民間団体等が犯罪被害者等の人権保障を図るとともに、その立場を理解した支援をしていくことが重要です。

### 施策の方向性

#### ① 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。	人権推進課